

あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

www.o-souzoku.net

その日は

突然

相続について考える

平成28年9月号

やってくる

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜2丁目5番

港ビル203号

TEL : 092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

こんにちは、司法書士の藤井です。今年の夏は猛暑日が多かったようですね。暑くて体調を崩された方も多いことと思います。夏の終わりから、珍しく台風が日本の東側を襲ったようで、特に東北上陸の台風は初めてのこと・・・暑さも異常なら台風の進路も異常だということでしょうか。9月は台風シーズンです。台風襲来に備えて気の抜けない日々が続きますが、地震も含めて防災意識は常に持っていた方が良いでしょう。

このような不安定な気象だからこそ、秋の夜長にゆっくりと「今後のこと」を考えてみませんか。それは、自分が存在する近未来のことではなく、世代を越えた時間で考えてみるのも一興ではないでしょうか。

遺言書を作成しても・・・

今日の相談者は、吉田恵子さん（仮名55歳）です。吉田さんの父である吉田浩さん（仮名・享年82歳）が亡くなってしばらくして、当事務所に相談にいらっしゃいました。

浩さんは公証役場で遺言書を残されていたのです。しかし、その遺言書の内容が、「妻典子に全財産を相続させる。」というものでした。その遺言書の問題はというと、浩さんの全財産を受け取るべき典子さんは1年前に他界されていたのです。いわば、受け取る人がいない遺言書です。この場合は、民法の規定により、遺言書としての効力は生じませんので、遺言書がなかったのと同じになります。

実は、浩さんは典子さんとは再婚で、前妻との間に子供が一人いました。それで、先の遺言書の作成を思い立たれたとのことでした。妻の典子さんに財産が渡ると、後は一人娘の恵子さんが引き継げると考えたとのことでした。

遺言書の効力がない以上、前妻の子供と遺産について話し合うことになりました。前妻の子供さんとは、浩さんも疎遠となっており、ましてや恵子さんの事は全く知らないこともあって、かなりもめたのですが、不動産は恵子さんがもらい、それ以外の財産はもう一人の相続人がもらうことで決着しました。

このように、遺言書は作成したら終わりではなく、自分の周りで起こっている物事をしっかり把握して、適宜に変更するべきだと思います。そうしないと、吉田さんのように遺言書が無効になってしまいますから・・・こういう時にしっかり相談を受け止められるのが司法書士等の法律家です。状況だけでなく、気持ちが変わっても、遺言書はいつでも作り直しが出来ます。この場合は、古い遺言書と新しいその内容が齟齬する場合は、新しいものが優先され、内容に齟齬がなければどちらも有効となります。ただし、物事をはっきりと記しておかないと、そのことで相続人が争うことも考えられますので、どうぞ、専門家にご相談の上、自分の死後の安心を手に入れて下さい。

ここでちょっと豆知識



遺言書は3種類

- ①遺言する人が自筆で内容を書き、作成日を記入し、署名する「自筆証書遺言」
- ②公証人が遺言者から遺言の内容を聞き取り、公証人が作成する「公正証書遺言」
- ③遺言書の内容を誰にも知られない様にして作成する「秘密証書遺言」があります。